

「甲府市ヘルプカード」の配布について

1 目的

障がいのある方のうち、聴覚障がい、内部障がい、知的障がい、精神障がいのある方などは、外見から障がいの有無を判断することが難しく、災害時や緊急時など、周囲に手助けや支援を求める際に協力が得られにくい場合がある。

このように、外見から障がい者であることが分かりづらい方が、支援を求める効果的な方法として、「甲府市ヘルプカード（以下「ヘルプカード」という。）」を作成・配布し、真に支援が必要な方が、日常的に様々な支援や配慮を得やすくなる事を目的とする。

なお、ヘルプカードのデザイン（表面）は、東京都が作成したヘルプマークが、本年7月に日本工業規格（JIS）に登録される予定であり、今後マークの統一化が進むことで全国的な広がり期待されることから、東京都標準様式を採用する。

2 ヘルプカードの概要

（1）利用方法

障がい者等は、予め、氏名、住所、生年月日、緊急連絡先等を記載したヘルプカードを携帯し、手助けや支援が必要な場合、周囲の方にヘルプカードを提示する。

ヘルプカードを提示された方は、そのヘルプカードの記載内容を確認し、支援を行う。

（2）カードの仕様

- ① サイズ：名刺サイズ（四つ折） 縦 220 mm×横 85 mm
- ② 素材：ストーンペーパー 180 μ
- ③ 色彩：両面カラー
- ④ 記載内容：氏名、住所、生年月日、緊急連絡先（3か所）、障害名・病名、服薬の有無、配慮してほしいこと（選択式）、自由記載欄

（3）配布対象者

甲府市内在住者で、障がいのある方（障害者手帳の有無を問わない）及び希望される方

（4）配布場所

- ① 福祉保健部 長寿支援室 障がい福祉課（甲府市役所本庁舎2階5番窓口）
- ② 甲府市障害者センター（甲府市東光寺1丁目10-25）

（5）費用 無料

3 周知方法

本市ホームページや広報誌への掲載、チラシの組回覧（8月）、障がい者団体への説明を行う。

4 配布開始時期

平成29年7月11日